

福岡県公報

令和8年6月12日
第702号

目次

告示(第403号-第413号)

- 令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 5

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 6
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
- 令和8年度製菓衛生師試験の実施について (生活衛生課) 10
- 令和8年度クリーニング師試験の実施について (生活衛生課) 11
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 12
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 13
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 14

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 14
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 14
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 14

選挙管理委員会

- 令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (市町村行財政支援課) 15

公安委員会

- 運転免許取得者等教育の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 17
- 運転免許取得者等検査の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 17
- 運転免許取得者等検査の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 17

内水面漁場管理委員会

- 令和8年度魚種別増殖目標数量 (漁業管理課) 17

告示

福岡県告示第403号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の令和8管理年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ(小型魚)	19.3トン	福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	19.3トン
くろまぐろ(大型魚)	50.7トン	福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	50.7トン

福岡県告示第404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月福岡県告示第210号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮司(a)	福津市宮司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年2月福岡県告示第211号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮司(a)	福津市宮司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮司-1	福津市宮司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮司-1	福津市宮司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第296号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫(d)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第297号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫(d)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第505号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上官町	大牟田市上官町二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一浦町(2)	大牟田市一浦町（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
出雲町-1	大牟田市松浦町、出雲町及び上町一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松浦町(3)-2	大牟田市上官町一丁目及び松浦町（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上官町	大牟田市上官町二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
出雲町-1	大牟田市松浦町、出雲町及び上町一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
松浦町(3)-2	大牟田市上官町一丁目及び松浦町（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面1、3及び4は省略し、その図面を大牟田市役所に備え置いて縦覧に

供する。

福岡県告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一本町-1	大牟田市一本町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上町1丁目-1	大牟田市上町一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
出雲町-1	大牟田市松浦町、出雲町及び上町一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
出雲町-3	大牟田市出雲町及び上町一丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
出雲町-4	大牟田市出雲町（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西宮浦町-1	大牟田市西宮浦町及び出雲町（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松浦町-1	大牟田市松浦町（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松浦町-2	大牟田市松浦町（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松浦町-3	大牟田市上官町一丁目及び松浦町（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上町2丁目-1	大牟田市上町二丁目及び上官町一丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西宮浦町-2	大牟田市西宮浦町（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

宮山町-1	大牟田市宮山町（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真道寺町-1	大牟田市真道寺町（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真道寺町-2	大牟田市真道寺町（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真道寺町-3	大牟田市真道寺町、宮山町及び七浦町（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
真道寺町-4	大牟田市真道寺町（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
七浦町-1	大牟田市七浦町（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
七浦町-2	大牟田市七浦町（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
七浦町-3	大牟田市七浦町（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上官町-1	大牟田市上官町二丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一浦町-1	大牟田市一浦町（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一浦町-2	大牟田市一浦町（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一浦町-3	大牟田市一浦町（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原山町-1	大牟田市原山町（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝坂町1丁目-1	大牟田市宝坂町一丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
正山町-1	大牟田市正山町（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭和町-1	大牟田市昭和町、若宮町及び黄金町二丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭和町-2	大牟田市昭和町（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

若宮町-1	大牟田市昭和町、若宮町及び黄金町二丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------	--------------------------------------	---------

備考 別紙図面1から29までは省略し、その図面を大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一本町-1	大牟田市一本町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
出雲町-1	大牟田市松浦町、出雲町及び上町一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
西宮浦町-1	大牟田市西宮浦町及び出雲町（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
松浦町-1	大牟田市松浦町（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
松浦町-3	大牟田市上官町一丁目及び松浦町（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
宮山町-1	大牟田市宮山町（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
真道寺町-2	大牟田市真道寺町（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
真道寺町-3	大牟田市真道寺町、宮山町及び七浦町（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり

真道寺町-4	大牟田市真道寺町（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
七浦町-1	大牟田市七浦町（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
七浦町-2	大牟田市七浦町（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
上官町-1	大牟田市上官町二丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
一浦町-1	大牟田市一浦町（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
一浦町-2	大牟田市一浦町（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
一浦町-3	大牟田市一浦町（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
原山町-1	大牟田市原山町（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
宝坂町1丁目-1	大牟田市宝坂町一丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
正山町-1	大牟田市正山町（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
昭和町-1	大牟田市昭和町、若宮町及び黄金町二丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
昭和町-2	大牟田市昭和町（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
若宮町-1	大牟田市昭和町、若宮町及び黄金町二丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり

備考 別紙図面1、3、6、7、9、12、14から18まで及び20から29までは省略し、その図面を大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

空調服ベスト購入

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年6月29日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

空調服ベスト購入

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。（品番指定）

(3) 納入期限

令和8年12月28日（月曜日）

(4) 納入場所

指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和8年7月22日 (水曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	機械器具 (防災機器)	A A・A
11	01	繊維・皮革・ゴム (繊維)	
12	06	雑類 (その他)	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和8年6月12日 (金曜日) から令和8年7月21日 (火曜日) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年7月22日 (水曜日) 午後5時45分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

(2) 日時

令和8年7月23日 (木曜日) 午後1時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額 (10%税込み) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を

納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（10%税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（10%税込み）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（10%税込み）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Air-conditioned clothing
- (2) Contract Period : December 28 2026
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P. M, on July 22 2026
- (4) Unit/ Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2236)

公告

令和8年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ（製菓理論）及びキ（製菓実技）の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
令和8年9月4日 (金曜日)	午後1時00分から午後3時00分まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（(エ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については福岡市保健所各衛生課、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

(イ) 履歴書 1部

(ウ) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（出願前6月以内に発行されたもの。住民票の写しにあっては、本籍地又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあつては、その旨が記載されたもの。） 1部

(エ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

- イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。
- ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、県保健福祉（環境）事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。
- なお、受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。
- エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず一般書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。
- (2) 受付期間及び受付時間
- ア 受験願書の受付期間は、令和8年7月1日（水曜日）から同月17日（金曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。（ただし、県の休日には受領しない。）
- イ 郵便による受験申込みは、令和8年7月17日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 4 合格者の発表及び合格証書の交付
- (1) 合格者の受験番号は、令和8年10月2日（金曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、福岡県のホームページに掲載して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。
- 5 その他
- (1) 台風の到来等により、令和8年9月4日（金曜日）に試験の実施が困難となったときは、前日までに福岡県のホームページに試験中止の掲載を行う。
- (2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

令和8年度クリーニング師試験を次のように実施する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
令和8年9月3日 (木曜日)	午後1時00分～ 午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
	午後2時40分～ 午後2時50分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、

無帽、正面向き、縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては保健所各衛生課、久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、県の保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。

なお、受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和8年7月1日（水曜日）から同月17日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の保健所各衛生課にあっては午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和8年7月17日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、令和8年9月24日（木曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページ

に掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便による受験願書用紙の送付を希望する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封のうえ、令和8年7月9日（木曜日）（必着）までに、生活衛生課に請求すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 氏名

小松 敏正

(2) 住所

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目29番49号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和8年4月8日

4 処分の理由

小松敏正は、刑法の規定により、令和6年6月19日、佐賀地方裁判所において懲役の刑が確定したが、現時点において当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないため、法第14条第5項第2号イに規定する法

第7条第5項第4号ハに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る契約事項の名称

令和8年度コピー用紙単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和8年5月20日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	(株)セラビ 福岡支店	福岡市博多区豊一丁目4番30号	33,520,960円
(2)	福岡（北）地区	(株)セラビ 福岡支店	福岡市博多区豊一丁目4番30号	30,580,440円
(3)	福岡（南）地区	(株)セラビ 福岡支店	福岡市博多区豊一丁目4番30号	34,027,180円
(4)	北九州（北）地区	キングテック（株）	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	24,602,160円
(5)	北九州（南）地区	キングテック（株）	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	10,070,830円
(6)	筑豊地区	(株)玉置	飯塚市徳前24番地2	20,845,000円

(7)	筑後（北）地区	(株)永池 福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	19,459,000円
(8)	筑後（南）地区	(株)内野	久留米市東合川五丁目10番5号	17,663,360円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

令和8年4月3日

公告

芦屋台地土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
安高 澄夫	遠賀郡芦屋町大字芦屋1128番3号
入江 日出男	遠賀郡岡垣町大字糠塚1350番
林 長輝	遠賀郡遠賀町大字尾崎1649番
松本 健吾	遠賀郡芦屋町大字芦屋1150番2号
木原 豊	遠賀郡芦屋町大字芦屋1169番
廣渡 孝男	遠賀郡岡垣町大字糠塚813番

2 退任監事

氏名	住所
安高 壽	遠賀郡芦屋町大字芦屋944番
三原 光広	遠賀郡遠賀町大字鬼津3464番
小田 尚徳	遠賀郡水巻町えぶり一丁目17番7号

3 就任理事

氏 名	住 所
本田 順一	遠賀郡芦屋町大字芦屋1218番
安高 澄夫	遠賀郡芦屋町大字芦屋1128番3号
松本 健吾	遠賀郡芦屋町大字芦屋1150番2号
二村 繁敏	遠賀郡岡垣町大字糠塚599番
野田 直美	遠賀郡岡垣町大字糠塚1040番
三原 光広	遠賀郡遠賀町大字鬼津3464番

4 就任監事

氏 名	住 所
安高 一夫	遠賀郡芦屋町大字芦屋650番
秋武 一基	遠賀郡遠賀町大字尾崎1093番
麻生 耕造	遠賀郡岡垣町大字吉木2143番

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原西二丁目1016番1から1016番17まで、1025番1及び1025番4から1025番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C&C

代表取締役 行武 忠孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩小富士字餅田1993番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区三宅二丁目1-6-402

相原 春果、相原 龍雅

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見が丘一丁目268番1、268番3、269番2から269番4まで、269番7、269番8、269番9の一部及び269番10から269番14まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市花見が丘一丁目12番7号

伊藤 博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字岩戸1326番1及び1326番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市大城三丁目27番17号
岡本 政春

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第36号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和8年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

- 1 選挙の種類 令和7年3月23日執行 福岡県知事選挙 53,637,300 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	新藤 伸夫	所属	党派	お金をみんな立て	出納責任者氏名	新藤 伸夫
第1回報告分	期間	令和7年3月1日から令和7年3月11日まで			報告書受理年月日	令和8年5月20日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費 (集会会場費	費用
その他の寄附		1,309,847 円	通信	0 円
その他の収入			刷具	0 円
			広告	726,250 円
			食糧	464,520 円
			泊	0 円
			雑	0 円
			雑	119,077 円
今回		1,309,847 円	計	1,309,847 円
前回		0 円	計	0 円
前総		1,309,847 円	計	1,309,847 円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第150号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく、運転免許取得者等教育の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日

福岡県公安委員会

表中	株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5 中島久善	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5	を
----	--	------------------------------	---

	株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5 藤田卓三	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5	に改める。
--	--	------------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日

福岡県公安委員会

表中	株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5 中島久善	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5	を
----	--	------------------------------	---

	株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5 藤田卓三	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5	に改める。
--	--	------------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第152号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和6年11月福岡県公安委員会告示第283号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日

福岡県公安委員会

表中	株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5 大村芳彦	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5	を
----	--	------------------------------	---

	株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5 藤田卓三	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地の5	に改める。
--	--	------------------------------	-------

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和8年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和8年6月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾
		こい	-	-
		ふな	産卵巣設置	1ヵ所
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所

内 共 第2号	下 筑 後 川 漁業協同組合	うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		もくずがに	種苗放流	2,000尾
		てながえび	種苗放流	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
	こい	-	-	
	ふな	種苗放流	100キログラム	
	うなぎ	種苗放流	6,000尾	
	おいかわ	種苗放流	50,000尾	
	すっぽん	種苗放流	500尾	
	もくずがに	種苗放流	5,000尾	
	てながえび	種苗放流	50,000尾	
	筑 後 川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こい	-	-
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		もくずがに	種苗放流	3,000尾
		てながえび	種苗放流	5,000尾
甘 木 漁業協同組合		あゆ	種苗放流	20,000尾
	こい	-	-	
	うなぎ	種苗放流	1,200尾	
	やまめ	種苗放流	15,000尾	
	おいかわ	産卵床造成	2カ所	
	もくずがに	種苗放流	4,000尾	
	わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）	

内 共 第3号	下 筑 後 川 大 川 市 柳 川 口 浜 川 武 沖 端 佐 賀 県 有 明 海 漁 業 協 同 組 合	こい	-	-		
		ふな	種苗放流	100キログラム		
		うなぎ	種苗放流	6,000尾		
		もくずがに	種苗放流	3,000尾		
		てながえび	種苗放流	20,000尾		
内 共 第5号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あゆ	種苗放流	10,000尾		
		こい	-	-		
内 共 第6号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あゆ	種苗放流	15,000尾		
		こい	-	-		
		ふな	種苗放流	100キログラム		
		うなぎ	種苗放流	1,200尾		
		やまめ	種苗放流	2,000尾		
		おいかわ	産卵床造成	1カ所		
		すっぽん	種苗放流	200尾		
		もくずがに	種苗放流	2,000尾		
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）		
		内 共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あゆ	種苗放流	10,000尾
				こい	-	-
ふな	種苗放流			100キログラム		
うなぎ	種苗放流			1,200尾		
やまめ	種苗放流			2,000尾		
おいかわ	産卵床造成			1カ所		
すっぽん	種苗放流			200尾		
もくずがに	種苗放流			2,000尾		
内 共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合			あゆ	種苗放流	20,000尾
				こい	-	-
		あまご	種苗放流	1,000尾		

内 共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
		こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1ヵ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）